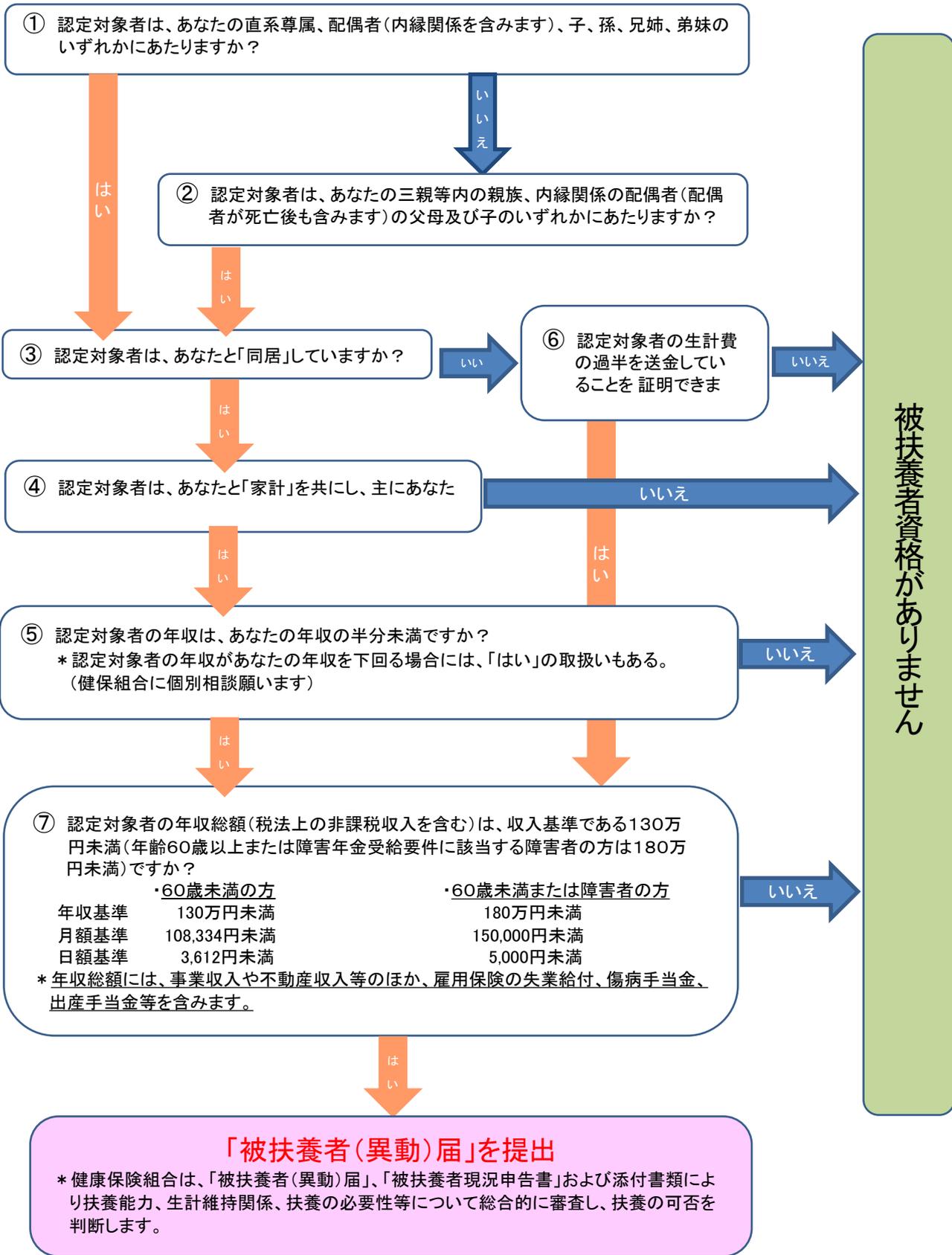


被扶養者資格判定フローチャート



【同居要件】

同居とは、被保険者と住居（住所ではありません）・家計を同じくしている状態を言います。住所が同一でも、同じ敷地内の別棟や区分住宅、マンション等の号室が違う場合は別居となります。

住民票が分かれていて世帯主が別の場合は、家計が別と考えられるため、別居とみなします。

出張や入院などは一時的な滞在であり、同居とみなされません。（老人ホーム等への入居などは除きます）